

# 青森県報

第三千四百三十八号

平成二十三年

九月十二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(会計管理課)	一
漁船保険付保義務の消滅	(三八地域)	一
漁船保険付保義務の発生	(同)	二
公 告		
県有財産の売却に係る一般競争入札	(財産管理課)	二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する		
同法第十条第二項の規定による公告	(県民生活)	三
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	三
建設業者の許可の取消し	(県青地)	四
出先機関		
道路の位置の指定	(県北地域)	四
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	六

## 告 示

青森県告示第七百三十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

### 第二号の表中

- 「平内町漁業協同組合清水川支所」東津軽郡平内町大字清水川
  - 「平内町漁業協同組合小湊支所」東津軽郡平内町大字浅所
  - 「平内町漁業協同組合東田沢支所」東津軽郡平内町大字東田沢
  - 「平内町漁業協同組合浦田支所」東津軽郡平内町大字茂浦
  - 「平内町漁業協同組合茂浦支所」東津軽郡平内町大字茂浦
- を削る。

青森県告示第七百三十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成二十三年九月十二日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	階上
------------	----

青森県告示第七百三十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五〇番地	佐京 登
三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四番地一	畑中 清二
三戸郡階上町大字道仏字浜久保二七番地三二	中島 武美
	階上

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
青森市大字浅虫字山下三三三の三	宅地	二二六三・五四

青森市大字浅虫字山下二四四の二	宅地	五〇五・五五
青森市松森二丁目八六の一、八六の四	宅地	一八二・六〇
青森市大字羽白字沢田七三〇	宅地	四七一・五六
弘前市大字石川字中川原三二の一	宅地	二、六一七・五五
五所川原市若葉一丁目三四の七	宅地	六三八・八六
五所川原市大字金山字梅ヶ枝九六の二	宅地	九九三・二四
五所川原市大字飯詰字福泉一六〇の二	宅地	二〇九・〇三
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅地	三五九・九九
むつ市大畑町本町二二〇の二	宅地	七九九・三八
むつ市桜木町一一六の三	宅地	七四六・八五
つがる市木造藤田一六三の二	宅地	五八四・〇〇
東津軽郡今別町大字今別字西田二二六の三、二五八の四六六	宅地	七三九・一二
東津軽郡今別町大字浜名字中宇田三三三の七一	宅地	八八四・〇〇
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜三二八の五	宅地	六三三・八二
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字小夜六七の一八五	宅地	一、二八九・九三
北津軽郡鶴田町大字直蒲川字一本柳一五〇の二	宅地	一一三・二〇
北津軽郡中泊町大字中里字亀山七七七の一三九	宅地	八〇一・〇一
北津軽郡中泊町大字薄市字玉清水二二の六七	宅地	八七七・二五

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二章第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央一丁目の一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十三年十月十一日 午前九時から

平成二十三年十月十七日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎議会議棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十三年十月二十八日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年七月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あもりコリアネット

三 代表者の氏名

角 俊行

四 主たる事務所の所在地

青森市奥野四丁目一三の一八

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県と韓国との間において、草の根からの交流促進を図るとともに、ソウル・青森線の利用促進その他経済交流の活性化に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、野木地区の県営土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業）計画を変更したので、

同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十三年九月十三日から同年十月十三日まで
- 三 縦覧の場所  
青森市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社晃道組
- 二 代表者の氏名 横内 一樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市原別八丁目九の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一七四三五号
- 五 取消年月日 平成二十三年七月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十三年七月一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月十二日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
むつ市中央二丁目一七、 一五七の六	六〇・七三メートル	六・〇〇メートル	平成 三三・八三

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の 名称	代表者	会計責任 者氏名	主たる事務所の所 在地	年月日 出
七尾潔後援会	太田 彪	須藤 眞市	東津軽郡平内町大 字小湊字下槻五の 二四	平成 三・八・八
富岡幸夫後援会	大園 昇	富岡 睦子	むつ市上川町一〇 の一〇	平成 三・八・二

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の 名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
自由民主党青森 県平川市・大鰐 町第三支部	政治団体の 名称	自由民主党青森 県平川市・大鰐 町第三支部	自由民主党青森 県南津軽郡第二 支部	平成 三・八・一
民主党青森県 戸市支部	代表者	山田 知	山内 正孝	平成 三・八・六
	代表者	五戸 定博	寺地 則行	
	会計責任者			

政党以外の政治団体

政治団体の 名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
大滝つぎお後援 会	代表者	皆野 文信	小林 正	平成 三・八・一
山本とめよし後 援会	代表者	山本 留義	竹山 明	平成 三・八・一
	代表者			
	会計責任者			

関良後援会	代表者	石田 弘輝	関 裕恵子	平成 三・八・四
富岡ゆきお後援 会	代表者	荒内 昭雄	出町 長四郎	平成 三・八・三
鶴賀谷貴後援会	代表者	對馬 光久	前田 清	平成 三・八・七
青森県税理士政 治連盟	代表者	大坂 健蔵	和田 文夫	平成 三・八・三
木村太郎太山会 連合会	代表者	外崎 清文	石澤 直士	平成 三・八・三
笹原博美後援会	代表者	笹原 博美	田中 茂勝	平成 三・八・三
	代表者	鈴木 彰夫	奈良 勝行	
	代表者	青森市中央の一 三の三	青森市中央の一 三の二三	
	代表者	對馬 光久	前田 清	
	代表者	南津軽郡藤崎町大 字水木字稲田八二 の五	南津軽郡藤崎町大 字藤崎字高瀬八の 四	
	代表者	有馬 勉	鎌田 明宏	
	代表者	青森市大字新城字 平岡五六の一	青森市大字新城字 平岡一二八の八七	

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

民主党青森県むつ市支部	解散年月日	平成三・七三	届出年月日	平成三・八元
-------------	-------	--------	-------	--------

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
富岡ゆきお後援会	平成三・八四	平成三・八三
松橋勝利後援会	三・八二五	三・八二六
山谷秀造後援会	三・八二五	三・八三

青森県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
笹原 博美 (平内町長)	笹原博美後援会	笹原 博美	東津軽郡平内町大字 東田沢字田沢三六	平成 三・八三

青森県選挙管理委員会告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定によ

り告示する。

平成二十三年九月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
山谷 秀造 (弘前市議会 議員)	山谷秀造後援会	山谷 秀造	弘前市大字中野一の 一三の三五	平成 三・八三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------